

# かんたんな労務知識

社会保険労務士法人 東海労務保険事務所  
労働保険事務組合 西三河労務管理センター

令和3年1月1日

## ～ 新年のご挨拶 ～



謹んで新春の祝詞を申し上げます。

昨年は格別なご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

皆様におかれましては、今年のお正月は例年と違う過ごし方でお過ごしになられたことと存じます。今年もしばらくは新型コロナウイルスの影響が懸念されます。所員一同、新年を迎えて気持ちを新たにしてお返しをさせていただきますので、お気付きのことは何なりとお申し付けいただければ幸いです。

本年も皆様のご健勝でご多幸でありますよう、心からお祈り申し上げます。

本書では、ご挨拶と弊所の今後の取り組みについて掲載させていただいております。是非、ご一読いただけます様よろしくお願い申し上げます。

## ▶ TOPIC 雇用調整助成金に再延長の動き…

新型コロナウイルスの影響により休業を余儀なくされ、解雇ではなく雇用確保のために従業員へ支払う休業手当の一部が助成される「雇用調整助成金」を昨年は多くの企業様が活用されました。

現在は、本年2月28日を含む賃金計算期間までは、コロナ特例(緊急対応期間)として様々な優遇措置が引き続くことが決定されていますが、その後については段階的な縮減予定、とだけの発表でした。しかしながら、首都圏では緊急非常事態宣言が発令されるなど、コロナの感染が収まらないことから、ここへ来て「さらなる再延長」が議論されています。

雇用調整助成金を活用してそろそろ1年が経過する企業様も多くなることから、今後の動向について注視し、正確な情報を皆様へお伝えしたいと考えております。

## ▶ TOPIC 経営における柔軟な対応の必要性について

新型コロナウイルスの影響を受けてそろそろ1年が経過します。

今までは、上記の雇用調整助成金を活用しながら従業員の雇用維持を図られてきた企業様がほとんどですが、助成金の今後の動向によっては今までとは違う経営判断が求められます。

今後の重大な経営判断をしていくうえでのご相談も真摯に対応させていただきますので、遠慮なくお申し付けください。

## ▶ TOPIC 印鑑の取り扱いについて

コロナ禍において、印鑑の取り扱いが在宅勤務の弊害となっている等の問題により、現在もすでに一部の手続きについて会社印鑑の省略が臨時的に認められています。その適用範囲は徐々に拡大される傾向にあり、今年4月からは会社と労働者の過半数を代表する者(労働者代表)と締結する労使協定等も印鑑省略の対象となることが予定されています。

一見便利に見えるこの「省略」ですが、もちろん弊害もあります。主な弊害としては、署名や押印が省略されることで、容易に労使双方の合意のない書類が提出できてしまうことが挙げられます。このような書類作成は、労使トラブルの際に書類の効力が無効となり、経営上の多大な損失を被るリスクが生じますので、労働者代表の選任行為や労使協定締結行為等については実効性のある形式にて行われることをお勧めします。

## ▶TOPIC 出向に関する助成金が創設されました(R3年1月～)

今までとは違う経営判断の一環として、出向も選択肢の一つになってくるのではないのでしょうか。休業による雇用維持から出向による雇用維持という形態へシフトすることも長期的には有効な手立てです。この「出向」に際しても新たに「産業雇用安定助成金(仮称)」が創設され、雇用維持のため一時的に出向をさせる出向元・出向先双方へ出向に要する経費が助成されます。助成金の活用も含めた、「出向」をご検討されてみてはいかがでしょうか。

### 【助成内容・助成率・助成額】

○出向運営経費 … 出向元・出向先が負担する賃金、教育訓練、労務管理に要する経費等、出向中に要する経費の一部が助成されます

	中小企業	中小企業以外
出向元が解雇等を行っていない場合	9/10	3/4
出向元が解雇等を行っている場合	4/5	2/3
上限額	12,000 円/日	

○出向初期経費 … 就業規則や出向契約書の整備費用  
出向元が出向に際して行う教育訓練  
出向先が出向者を受け入れるために用意する機器や部品等

	出向元	出向先
助成額	各 10 万円/1人あたり(定額)	
加算額※	各 5 万円/1人あたり(定額)	

※加算額は現在調整中とのこと

弊所は、おかげさまで様々な業種・規模の顧問先のお客様とお付き合いをさせていただいております。

人手が足りない企業様・人手が余ってしまっている企業様とを繋いでいく役割も果たせるのではないかと考え、異業種のお客様間での「出向させたい・出向者を受け入れたい」をマッチングしていきます。ご希望の企業様は個別に弊所へご相談ください。